

4月1日
施行

育児・介護休業法改正!

育児・介護休業法に沿った対応を!

平成16年12月1日改正育児・介護休業法が成立し、4月1日から施行されます。

事業所においては、就業規則の見直しをお願いします。

3月末まで	4月1日から
改正事項① 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大 期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
改正事項② 育児休業期間の延長 子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
改正事項③ 介護休業の取得回数制限の緩和 対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業が取得できます。期間は通算して(延べ)93日までです。
改正事項④ 子の看護休暇の創設 事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

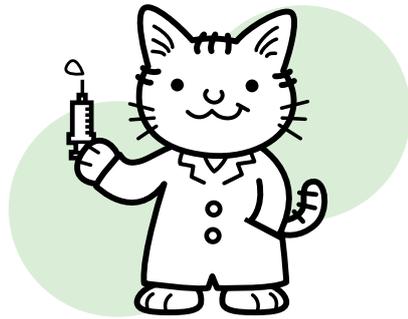
問い合わせ 滋賀労働局雇用均等室 ☎077-523-1190



市が行う生後90か月(7歳6か月)未満を対象とした医療機関で行う予防接種は、子どもの健やかな成長を願い、全て無料で接種していただけるようになりました。

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなる場合がありますので、病気にかからないよう守ってあげなければなりません。子ども自身が免疫をつくって病気を予防することに役立つのが予防接種です。

子どもの成長とともに外出の機会が多くなります。接種年齢になれば速やかに接種し、伝染病にかからないように予防しましょう。



問い合わせ 健康推進課 ☎65-0704

ご存知ですか?

チャイルドシート購入補助制度

市では、着用が義務化されているチャイルドシートの、普及強化に努めています。

申請・請求方法

購入費：10,000円未満の場合・・・購入費の1/2を補助
10,000円以上の場合・・・一律5,000円を補助

※子ども1人につき1回限りの補助となります。

各支所地域振興課の窓口にある申請書・請求書に記入し提出してください。

※印鑑、購入物品の領収書または販売証明(“チャイルドシート”と記載が必要)、補助金振込みのための通帳のコピーが必要です。

問い合わせ 市民生活課 交通安全係 ☎65-0686

